

びた音 製品共通

ソフトウェア使用許諾契約書 ページ1/5

CRIPTON

©クリプトン・フューチャー・メディア株式会社

エンドユーザー使用許諾契約書

第1条（定義）に定める本製品をご使用前に必ず本使用許諾契約書(以下、「本書」と言う)をお読みください。

本書は、お客様と株式会社AHS(以下、「当社」と言う)及び本製品の開発元(以下「開発元」と言う)との間に締結される契約書です。

本製品を使用する事により、お客様は本書に記載された条項に全て同意されたものとみなします。

本書の条項の全て若しくは一部に同意出来ない場合は、当社及び開発元はお客様に対して、本製品の使用を許諾致しません。

第1条（定義）

1. 「本製品」とは、びた音シリーズを指す。また、本製品に含まれる効果音素材、製品イラスト、及び関連したプログラム、ユーザーマニュアル、ヘルプ、PDF等の関係媒体(以下、「収録コンテンツ」と言う)も含まれます。

第2条（ライセンスの許諾）

- お客様は、本製品に含まれる収録コンテンツをコンピュータに保存して使用する事ができます。本製品をご購入になられたお客様以外が使用する事はできません。
- お客様は、新たにライセンスを取得する事なく、本製品を別のコンピュータに移管する事が出来ます。但し、既に本製品を保存されたコンピュータ上から、本製品を完全に消去しなければなりません。
- お客様は、本製品を複数の異なる媒体によって受け取る事があります。取得する場合の種類に関係なく、お客様はライセンス数と同じ数の媒体を1つだけ選択して使用、保存する事ができます。

第3条（契約の成立・開始）

1. 本書の契約の成立は、お客様が本製品のダウンロードを完了した時点で成立・開始致します。その時点で、お客様は本書に同意されたものとみなします。

第4条（著作権）

- 本製品(本製品に含まれる文字や画像、音声、動画、ユーザーマニュアル、ヘルプ、PDF等)及び本製品の複製物の著作権は、当社または企画開発元が保持しており、著作権法及び関連法案・条約・条例によって、保護されています。
- お客様は、当社の許可無く如何なる方法を持ってしても、本製品の複製、譲渡、販売、貸出、配布を行う事は出来ません。
- お客様は、本ソフトウェア製品の逆コンパイル、リバースエンジニアリング、逆アセンブル、またはその他の方法でソースコードの導出を試みてはなりません。

びた音 製品共通

ソフトウェア使用許諾契約書 ページ2/5

CRIPTON
©クリプトン・フューチャー・メディア株式会社

第5条 (制限)

1. 本製品に「評価版」若しくは「体験版」、それに類似する言葉が明示されている場合、お客様は本製品を動作確認及び評価する目的にのみ使用する事ができます。期限が設定されている場合は、その期限を越えて使用する事は出来ません。また、本製品の評価版もしくは体験版を当社の許可無く、譲渡、販売、貸出、配布を行う事はできません。
2. お客様が、以下の各号の行為をされることを禁止します。
 - 1) 本製品を有償無償を問わず、当社の許可無く、譲渡、販売、貸出、配布、レンタルを行う等の行為
 - 2) 本製品をネットワークコンピュータやサーバー等の第三者が複製可能な状態(ダウンロード等)とする行為
 - 3) 本製品を購入されたお客様以外が本製品をご利用になる事
 - 4) 本製品及び、本製品を利用した音声を効果音素材として販売・配布する行為
 - 5) 当社および第三者の著作権を侵害し、または侵害する恐れのある行為
 - 6) 当社もしくは第三者を誹謗中傷し、または名誉を傷つける行為
 - 7) プライバシーを侵害し、または侵害する恐れのある行為
 - 8) 公序良俗に反する行為またはわいせつな文書や図画、音声合成などを他人に公開する行為
 - 9) 本製品の運用・利用を妨げる行為
 - 10) その他、法令に違反する行為または違反する恐れのある行為
 - 11) 上記各条項及び本書全文に含まれる制限も適用されます。
3. 本製品は本書の各条項の内容を遵守することを条件に、本製品の効果音素材のみ商用利用・非商用利用を許諾します。製品により商用利用の許諾範囲が異なる場合がありますのでご注意ください。
4. 各製品キャラクターの利用については許諾が異なります。それぞれのキャラクター使用ガイドラインを必ずご確認ください。
5. びた音を利用した音声合成の研究や開発等の研究結果の情報の公開、成果物の配布公開及び業務や商用での利用はできません。法人によるびた音を利用した音声合成の研究や開発等は許諾しておりません。

びた音 製品共通

ソフトウェア使用許諾契約書 ページ3/5


©クリプトン・フューチャー・メディア株式会社

第6条 (お客様のサポートサービス)

- 当社は、本製品に関するユーザーサポートサービス（以下「サポート」と言う）をWEBサポートフォームページ若しくはEメールを介してのみお客様に提供します。
- サポートについては、ご購入時にオンライン上などでお受け取りされるサポート番号、ユーザーマニュアル、オンラインドキュメント、または当社提供の印刷物(以下「サポート内容」と言う)などに記載されている規定に基づいてご利用が出来ます。
- お客様が受けたサポートによって、提供された追加のソフトウェア及びそれに関連する物は、本製品の構成部分とみなされ、本書の条項が適用されます。
- お客様が当社サポート担当者に対して、電話を要求する事はできません。
- お客様は、当社が発行する「サポート番号」及びサポート内容をお持ちでないとサポート窓口にお問い合わせの権利を有しません。また、サポート番号を喪失した場合も同様です。
- 本製品のサポート受付期間は本製品の販売終了を告知した30日後までとします。
- 当社によるサポートの終了は、第10条（契約の終了）が適用されます。

第7条 (旧バージョン製品からのアップグレード製品である場合)

- 本製品が旧バージョン製品からのアップグレード製品である場合、お客様は本製品を使用する為には、当社によってアップグレード製品であると指定されているソフトウェア製品を使用する為のライセンスを取得している必要があります。そのアップグレードの対象となる製品の代替、若しくはこれに追加されるものです。
- お客様は、アップグレードにより得られた製品を、本書の条項に従ってのみ使用する事ができます。

クリプトン・フューチャー・メディア株式会社（以下「当社」）は、本製品の契約原文（以下「契約原文」）を日本語に翻訳したものである本契約について、翻訳の完全性を保証するものではありません。もし本契約と契約原文に相違があったときには、契約原文を優先するものとします。また、その様な相違によって損害が生じたとしても、当社は保障いたしません。契約原文および本契約は、変更することがあります。その場合当社は、本契約の最新版を当社WEBサイトにて公表するものとします。

本契約に関してご質問がある場合、当社 (Fax:011-222-0707 / Email: mpsales@crypton.co.jp) までお問い合わせください。

びた音 製品共通

ソフトウェア使用許諾契約書 ページ4/5

CRIPTON
©クリプトン・フューチャー・メディア株式会社

第8条 (免責事項)

- 当社及び開発元は、お客様に提供した製品及びサポートについて、現状有姿のまま瑕疵を問わず提供します。
- 本製品のサポートの提供若しくは提供可能に関して、本書に規定されていない保証（商品性、特定の目的に対する適合性、使用結果、および過失の不存在についての黙示の保証、義務または条件を含むがこれらに限定されません）を一切いたしません。ただし、法律に反する場合はこの限りではありません。
- 本製品の製造上の不備を起因とした媒体の読み込み不良、マニュアルの落丁・乱丁、欠品については良品と交換いたします。
- 当社および開発元は、本製品の使用若しくは使用不能、サポートの提供若しくは提供不能、本書に起因する等の何れかの要素が構成された場合によって生じる直接、間接、派生的等問わず、その他の一切の存在(逸失利益、一切の情報の喪失、人身傷害、誠実または合理的な注意義務を含めた義務の不履行、過失等の限定せず全ての存在)について責任を負いません。当社または開発元がこのような損害の可能性について知らされていた場合でも同様です。
- 本書に基づく、当社の賠償責任額若しくは、お客様の求償額は如何なる場合をもってしても、本製品をお客様が購入した価額を超えないものとします。
- 当社は、本製品の機能がお客様の使用目的と適合する事を保証するものではありません。

第9条 (契約の違反)

- お客様が、本書の各条項の一部又は全部に違反した場合、当社は本書との契約を解除・終了する事ができます。その場合、お客様は本製品のコピー及び構成部分を全て抹消・放棄しなければなりません。
- お客様に本契約違反の疑いが生じた場合には、お客様の責任において疑義に対する反証を行うものとします。
- お客様が、本書の各条項の一部又は全部に違反した事により、当社及び開発元、供給者および当社に権利を許諾している者が損害を受けた場合、法的手段による措置及び当社及び開発元、供給者及び当社に権利を許諾しているものからの損害賠償の責を負う事があります。

第10条 (契約の終了)

- 本書の本契約は、（1）お客様が本製品の使用を止められる場合- （2）お客様がアップグレード版等により本製品のメジャーバージョンアップ製品を購入し、新たな契約が結ばれたとき- （3）第9条（契約の違反）が適用されたとき- （4）当社が本契約を終了する旨の告知をした場合 左記項目の何れかが適用された場合、当社およびお客様との契約は終了するものとします。

びた音 製品共通

ソフトウェア使用許諾契約書 ページ5/5

CRIPTON

©クリプトン・フューチャー・メディア株式会社

第11条（準拠法及び管轄裁判所）

1. 本書の本契約は、（1）お客様が本製品の使用を止められる場合- （2）お客様がアップグレード版等により本製品のメジャーバージョンアップ製品を購入し、新たな契約が結ばれたとき- （3）第9条（契約の違反）が適用されたとき- （4）当社が本契約を終了する旨の告知をした場合 左記項目の何れかが適用された場合、当社およびお客様との契約は終了するものとして扱います。

第12条（本書に関するお問い合わせ）

1. 本書に関して、お問い合わせ事項がございましたら、当社まで書面にてご連絡ください。

〒110-0005

東京都台東区上3-16-3 上野鈴木ビル5F

株式会社 AHS

本契約と本製品の契約原文（以下「契約原文」）に相違があったときには、契約原文を優先するものとします。また、そのような相違によって損害が生じたとしても、クリプトン・フューチャー・メディア株式会社は保証いたしません。契約原文および本契約は、変更することがあります。

本契約に関してご質問がある場合、本契約に記載された窓口までお問い合わせください。